**平成２４年（フ）第２２６２号**
愛知県知多郡東浦町大字森岡字森の里14番地の２　グローリイ・ヒルズ３―103号、従前の住所愛知県小牧市大字間々原新田93番地２　ガーデンハイムⅡ101号
債務者　徳田　広和
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３３７号**
愛知県春日井市割塚町23番地　フジカハイツ203号
債務者　矢澤　一範
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３６７号**
名古屋市千種区若水３丁目３番３号　ストーク若水３Ｂ号、従前の住所名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３　上飯田第二市街地住宅２棟523号
債務者　久田　真琴（旧姓真野）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４５５１号**
大阪市住吉区我孫子東２丁目10番３号
債務者　野田　政徳
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６２４号**
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番４―102号
債務者　山岡　健司
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第８９７号**
大阪市西淀川区福町３丁目４番55号　グリーンロード公園ヴィラ706号室
債務者　橋田　寛子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第９７７号**
大阪市西成区橘３丁目４番９号、前住所大阪市西成区松３丁目５番25号
債務者　髙岡　幸恵
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１４７５号**
大阪市東住吉区東田辺１丁目19番12―1007号
債務者　新田　直男
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１５３０号**
大阪府寝屋川市大利元町23番11号、前住所大阪府寝屋川市池田新町３番11―203号
債務者　稲葉幸一郎
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１５５８号**
大阪市生野区巽南５－４―18―202、住民票上の住所大阪府守口市佐太東町１丁目３番３号
債務者　北田　博幸
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１５７２号**
大阪市西成区鶴見橋２丁目12番21号まちかどホームやまゆり
債務者　池田　幹子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６１４号**
大阪市住吉区大領５丁目３番10―518号
債務者　藤崎　美佳
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６２９号**
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地府営住宅17―303号
債務者　小島　敦子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６３４号**
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―931号
債務者　中村　　桂
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６４５号**
大阪市生野区巽東３丁目13番28―803号
債務者　松田義恵こと　金　　義恵
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６５６号**
大阪市城東区諏訪３丁目16番９号　サンハイム深江401
債務者　石谷満寿美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６５７号**
大阪市城東区諏訪３丁目16番９号　サンハイム深江401
債務者　石谷　　健
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部